

指定居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業所 ピュアメモリー 運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社リズムが開設するピュアメモリー（以下「事業所」という。）を行う居宅介護・重度訪問介護・同行援護の事業（以下「居宅介護等事業」という。）の適正な運営を確保するために人員

及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者（厚生労働大臣が定める者）（以下「居宅介護員等」という。）が、障害者（児）に対し、適正な指定居宅介護等を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護員等は、障害者（児）の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行います。

2 事業所は自立支援の理念に基づき、ご利用者が自立して生活していくために、本人の能力に応じ本人にできることは可能な限りしていただくことで、心身機能の維持向上を図るという介護本来の理念を実施します。

3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

名 称 ピュアメモリー

所在地 東京都練馬区富士見台 2-17-12-101

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

1 管理者 1名（常勤）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。

2 サービス提供責任者 2名以上（訪問サービス提供責任者と兼務2名）

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護、重度訪問介護、同行援護サービスの利用の申込みに係る調整、居宅介護員等に対する技術指導、居宅介護等計画の作成等を行います。

3 居宅介護員等 常勤換算 2.5人以上

居宅介護員等は、障害者（児）の居宅介護、重度訪問介護、同行援護サービスの提供にあたります。

(営業日及び営業時間、サービスの提供)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとします。

1 営業日 月曜日・水曜日・木曜日・金曜日・土曜日

2 休業日 火曜日・日曜日、8月14日～8月16日、12月30日～1月3日

3 営業時間 午前9時00分から午後5時30分

4 サービスの提供 営業日に準じ、午前8時～午後9時

(指定居宅介護等の内容及び利用者から受領する費用等について)

第6条 提供内容は、次のとおりとします。

1 居宅介護

身体介護 食事介助、排泄介助、入浴（清拭）介助、衣類着脱介助、体位交換、通院介助
移動・移乗介助

家事援助 調理、洗濯、掃除、買い物等の家事代行サービス、通院介助

2 重度訪問介護

重度の肢体不自由者であって常時介護を有する障害者に対する入浴、排泄及び食事等の介助並びに外出時における移動中の介助並びに介護等に関する助言その他の生活全般にわたる援助を行います。

3 指定居宅介護等サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定居宅介護サービス等が法定代理受領のサービスであるときは、その1割とします。ただし、区市町村が定める月額負担上、限額の範囲内とします。

3 第8条の通常の事業の実施地域を超えて行う指定居宅介護等サービスに要した交通費は、その実費を徴収いたします。なお、自動車を使用した場合の交通費は、徴収しません。

4 利用者から金銭の支払を受ける場合には、利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支払に同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとします。

(事業の主たる対象者)

第7条 事業の主たる対象とする障害の種類を次のように定めることとします。

居宅介護： 身体障害者（18歳未満の者を除く）
知的障害者（18歳未満の者を除く）
障害児（18歳未満の身体障害者及び知的障害者・精神障害者・難病等対象者）
精神障害者（18歳未満の者を除く）
難病等対象者（18歳未満の者を除く）

重度訪問介護：身体障害者（18歳未満の者を除く）
知的障害者（18歳未満の者を除く）
精神障害者（18歳未満の者を除く）
難病等対象者（18歳未満の者を除く）

同行援護： 身体障害者（18歳未満の者を除く）

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、練馬区・新宿区・中野区・板橋区の区域とします。

(相談・苦情対応)

第9条 当事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、障害者総合支援法に基づく利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応します。

(事故処理)

第10条 当事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村介護、相談支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

2 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

(緊急時における対応方法)

第11条 居宅介護職員等は、指定居宅介護等を実施中に利用者の病状に急変が生じた場合その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医およびご利用者のご家族などに連絡するとともに、その他必要な措置を講じます。

(損害賠償責任)

第12条 当事業所は、ご利用者に対する訪問介護の提供により、万が一事故が発生し、ご利用者に損害が発生した場合には、すみやかにご家族、区などに連絡をとり、必要な措置を講じます。

2 物品などの破損が、自然または老朽化により発生した場合には、その損害に関する賠償責任は負いません。

3 当事業所は、万が一の損害賠償に備えて損害賠償責任保険に加入しています。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 指定居宅介護等事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、また虐待の防止に必要な以下の措置を講じます。

2 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知します。

3 虐待の防止のための指針を整備します。

4 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

5 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いています。

6 成年後見人制度の利用に当たって必要となる支援を行う。

(ハラスメントに関する取り組み)

第14条 当事業所は、職場ならびに介護現場におけるハラスメントを防止し、全職員に安全で尊厳ある労働環境を提供することを目的としています。ハラスメントの原因となり得る原因を十分に理解し、効果的予防措置を講じ、発生時には迅速かつ公正な対応を行います。

2 必要と思われる場合は地域包括支援センターに相談します。

3 被害者支援と加害者への適切な対応を実施します。これにより職員が安心して働ける環境を確立し、質の高い介護サービスに寄与することを目指します。

(感染症の予防及びまん延防止のための指針)

第15条 当事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備し、利用者や家族、従業員の安全を確保するための対策を実施します。

(その他運営についての留意事項)

第16条 指定居宅介護等事業は、居宅介護員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備します。

2 採用時研修 採用後1カ月以内

3 継続研修 年4回以上

4 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。

5 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社リズムと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年8月1日から施行する。